甲州市建設工事検査要綱（令和3年甲州市告示第18号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（一部事務組合等の工事に対する検査） 第14条　一部事務組合（地方自治法第284条第2項の規定により設置されたものをいう。）等から工事の検査について委託された場合においても、この要綱の規定に基づいて行うものとする。ただし、前条の規定による工事の成績評定は実施しないものとする。	〔新設〕
（その他） 第15条　この要綱に定めるもののほか、工事の検査に関し必要な事項は、市長が別に定める。	〔新設〕